

杉並区地域強靱化計画

令和 6 年 (2024 年) 3 月時点修正



杉並区

目 次

はじめに	1
第 1 章 地域強靱化の基本的な考え方	2
1.1 地域強靱化に向けた取組の流れ	2
1.2 基本目標	2
1.3 推進目標	3
第 2 章 杉並区の地域特性	4
2.1 地勢	4
2.2 人口（令和 2 年 国勢調査結果）	4
2.3 社会基盤・交通	4
第 3 章 想定する自然災害と被害想定	5
3.1 地震	5
3.2 風水害	8
第 4 章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	9
第 5 章 脆弱性の評価とリスクシナリオに対する推進方針	11
第 6 章 地域計画の推進と見直し	42
6.1 地域計画の推進体制	42
6.2 地域計画等の見直し	42

はじめに

1. 策定の背景と目的

近年、激甚化する大規模自然災害や首都直下地震の発生によるリスクが一段と高まっている。令和6年1月には能登半島地震が発生し、多数の人的・住家被害がもたらされ、さらなる防災、減災に向けた取組が求められている。一方、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。

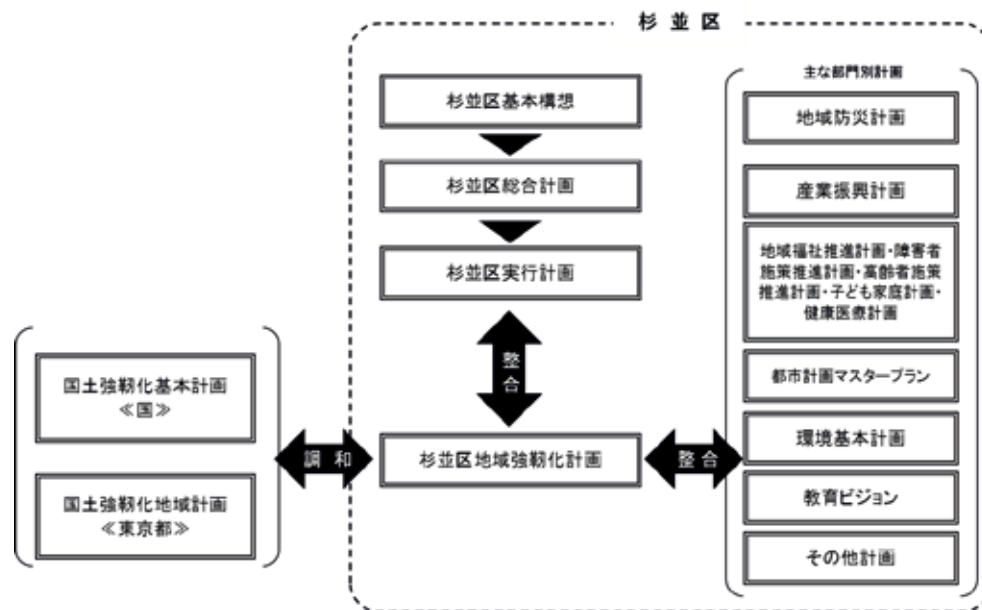
基本法では、区市町村は当該区域における国土強靱化を図るための指針として、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を定めることができると規定している。

本区においては、令和元年に台風第19号が接近した際、11ヶ所の避難所を開設し、844名の避難者を受け入れており、今後、気候変動により頻発化する台風や局地的な豪雨、首都直下地震等に対して、平時から事前に備えていく必要性は確実に高まっている。さらに、このような風水害や震災に加えて、感染症が同時発生することも想定した複合災害への対応も求められている。

このことを踏まえ、事前防災・減災及び迅速な復旧復興に資する強靱化の施策を総合的、計画的に推進するため、令和3年に「杉並区地域強靱化計画」を策定した。今回の修正では、被害想定根拠となる「首都直下地震等による東京の被害想定」の更新等を行っている。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定め、区の部門別計画等における地域強靱化の指針になるものとして位置付ける。



3. 計画期間

本計画は、今後の社会情勢の変化や、施策の進捗状況、国の基本計画が概ね5年ごとに改定されること等を考慮し、必要に応じて改定を図るものとする。また、別冊の関連事業については、年次事業の変更等があった際に、見直し及び修正を行う。

※ 国土強靱化とは

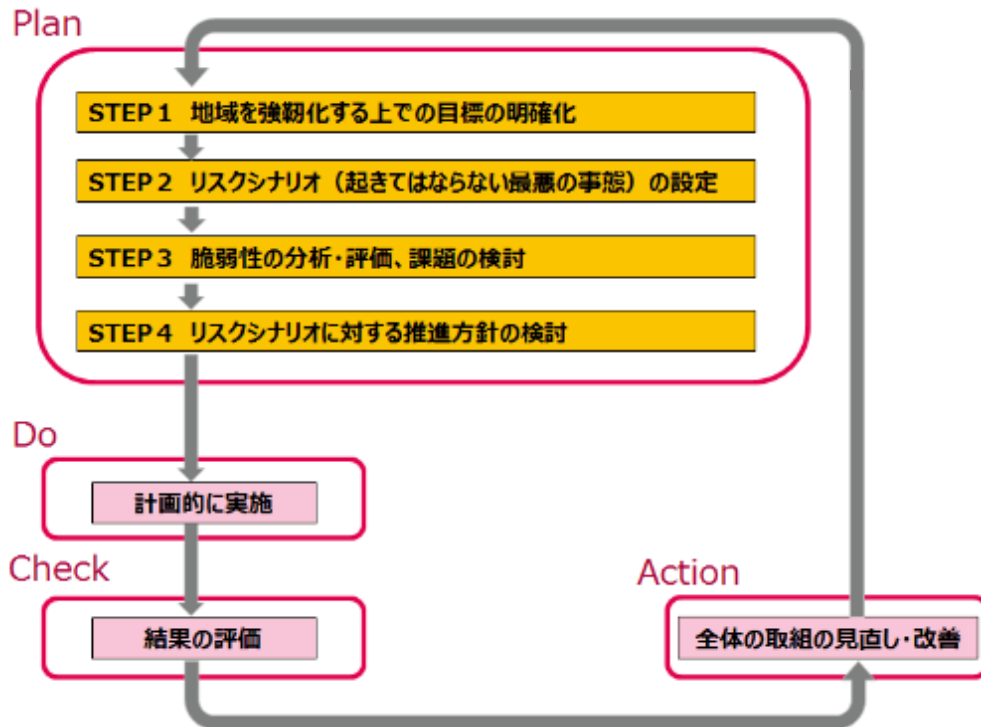
国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

第1章 地域強靱化の基本的な考え方

国の基本計画や東京都の地域計画との調和を図りつつ、安全・安心な地域の実現に向けて4つの「基本目標」と6つの「推進目標」を設定する。

1.1 地域強靱化に向けた取組の流れ

本計画では、以下の手順で目標と推進方針を定める。また、地域強靱化に向けて、PDCAサイクルを回して取組を推進する。



1.2 基本目標

地域強靱化の推進に向けて、国の基本計画との整合を図りながら、以下の4つの基本目標を設定する。

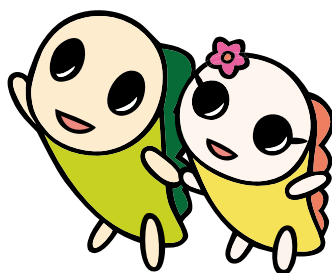
- ① 区民の生命の保護を最大限図る。
- ② 区政及び地域の重要な機能を維持する。
- ③ 区民の財産及び公共施設の被害を最小化する。
- ④ 災害発生後、迅速な復旧・復興を図る。

1.3 推進目標

強靱な地域づくりを平時から持続的に展開するため、4つの基本目標を具体化した6つの「推進目標」を設定する。

推進目標

- 1 区民の生命の保護が最大限図られる。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない。
- 5 生活・経済活動に必要な最低限の情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。



第2章 杉並区の地域特性

2.1 地勢

杉並区は、23区の西方に位置し、北は練馬区、東は中野区・渋谷区、南は世田谷区、西は三鷹市・武蔵野市と隣接している。面積は、34.06km²あり、23区中8番目の広さである。

武蔵野台地のほぼ中央に位置し、関東ローム層に覆われている。区内には神田川、善福寺川、妙正寺川の3つの中小河川が西から東に流れ、地形は平坦な台地と河川沿いの溪谷でできている。

2.2 人口（令和2年国勢調査結果）

杉並区の人口は591,108人、世帯数は336,339世帯、人口密度は17,355人（人/km²）となっている。（令和2年国勢調査 人口等基本集計）

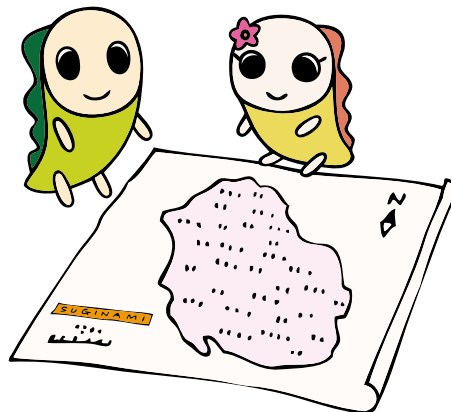
2.3 社会基盤・交通

杉並区は、昭和30年代以降、高度経済成長に伴う人口の急増と急激な宅地化により自然緑地や農地が減少し、過密な市街地を形成してきた。現在、住宅の狭小化、老朽化、宅地の分割化や建物の中高層化による日照、通風の問題は多い。また、木造住宅密集地域が多く、区内の道路の幅員4.0m未満の割合が高いなど、防災上大きな課題を抱えている。

杉並区内には複数の鉄道及び幹線道路が設置され、それらは郊外と都心とのアクセス経路でもある。鉄道は、区中央部を東西に走るJR中央線が中枢をなし、これと並行して南に東京メトロ丸ノ内線、京王線、京王井の頭線、北には西武新宿線が走る。

区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通り、甲州街道、放射5号線などが東西に、環状7号線、8号線などが南北に通る、杉並区の重要な交通を担っている。

一方、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭い生活道路が入り組んでいる地域が多く、交通安全上の課題を抱えている。



第3章 想定する自然災害と被害想定

区民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本計画では、東京都の地域計画と整合を図り、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることや、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨が増加傾向にあることから、大規模自然災害のうち「地震」「風水害」による被害を想定する。

3.1 地震

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらし、現在も復興に向けた取組が進められている。国は、今後30年以内に、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率が70%と推測しており、地震に備えた安全・安心なまちづくりや復旧・復興への対応の基盤整備が急務となっている。

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区における被害が最も大きく見込まれる地震は下記のとおりである。

1) 前提条件

(1) 想定地震
種類 多摩東部直下地震
震源 多摩東部
規模 M7.3
(2) 気象条件
① 季節等 冬の夕方18時、風速8m/秒
② 想定される被害
ア：火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる
イ：オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のために多数の人が滞留する
ウ：ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い
エ：鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい

2) 杉並区の被害想定

震度別面積率 (%)	6弱		54.0
	6強		46.0
建物棟数(棟)	計		130,614
	木造		94,613
	非木造		36,002
人的被害	死者(人)	計	316
		ゆれ建物被害	102
		屋内収容物	5
		急傾斜地崩壊	0
		火災	200
		ブロック塀等	8
		屋外落下物	0
	負傷者(人)	計	3,410
		ゆれ建物被害	2,139
		屋内収容物	128
		急傾斜地崩壊	0
		火災	863
		ブロック塀等	280
		屋外落下物	1
	うち重症者 (人)	計	566
		ゆれ建物被害	188
		屋内収容物	28
		急傾斜地崩壊	0
		火災	241
		ブロック塀等	109
		屋外落下物	0
	要配慮者死者数(人)		255
避難者数(人)		122,469	
帰宅困難者数(人)		51,411	
都内滞留者数(人)		415,955	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		791	
自力脱出困難者(人)		818	
災害廃棄物(万 t)		113	

物的被害	建物全壊(棟)	計	3,233
		ゆれ	3,223
		液状化	10
		急傾斜地崩壊	0
	建物半壊(棟)	計	10,676
		ゆれ	10,610
		液状化	66
		急傾斜地崩壊	0
	うち大規模半壊(棟)	計	2,447
		ゆれ	2,424
		液状化	23
		急傾斜地崩壊	0
	火災	出火(件)	27
		焼失(倒壊建物を含む)(棟)	10,645
		焼失(倒壊建物を含まない)(棟)	10,342
	ライフライン	電力 停電率(%)	14.3
		通信 不通率(%)	9.1
		ガス 供給停止率(%)	2.9
		上水道 断水率(%)	16.8
		下水道 管きよ被害率(%)	4.8
物資需要量	食料(万食)	～3日目	50
		4～7日目	96
	飲料水(万L)	～3日目	25
		4～7日目	61
	毛布(万枚)	必要量	16

注) 小数点以下の四捨五入により、合計は合わないことがある。

3.2 風水害

杉並区は、これまで台風や集中豪雨により、神田川・善福寺川・妙正寺川といった河川が氾濫するなど、しばしば大きな被害に見舞われてきた。なかでも、平成17年9月に発生した記録的な集中豪雨では、河川の氾濫に加え下水道からの内水氾濫等によって甚大な被害が生じることとなった。

【平成17年9月に発生した記録的な集中豪雨による水害記録】

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況 棟			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
平成17年9月4日	大雨	258	112	1201	669	土間上 444	善福寺、西荻北、上荻、南荻窪、荻窪、成田東、成田西、松ノ木、堀ノ内、和田、阿佐谷南、井草、上井草、永福

こうした中、善福寺川・妙正寺川の河川激甚災害対策特別緊急事業の実施を皮切りに区内の河川改修が始まるとともに、河川調節池の整備も進められている。しかし、河川改修等は下流域から施工しており、上流部へ到達するには相当な時間を要する。また、下水道の浸水対策工事も始められているが同様に時間を要するものとなっている。

近年、区内におけるゲリラ豪雨が頻繁に発生する中、道路冠水や下水道からの内水氾濫による住宅への浸水被害も多発している。今後、気候変動に伴い、河川や下水道の整備水準を大きく超える短時間で極めて強い降雨が更に増えると予想されており、治水対策の促進は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本計画では、「わが家の水害ハザードマップ」における、想定し得る最大規模の降雨（1時間当たり153mm、総雨量690mm）が杉並区全域に降った場合を想定する。

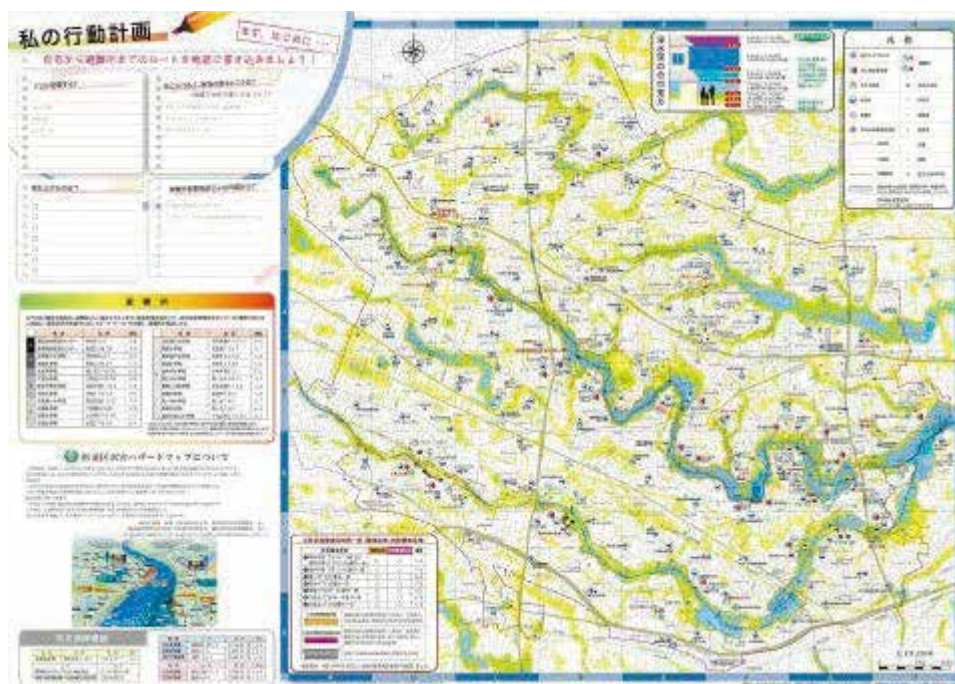


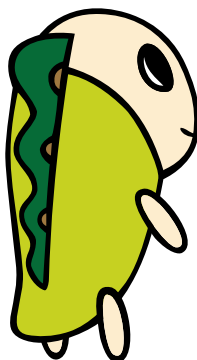
図1 わが家の水害ハザードマップ

第4章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

国の基本計画で定められている 35 項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に基づき、杉並区の地域特性を踏まえた21項目のリスクシナリオを、以下のとおり設定する。

6つの推進目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
1	人命の保護 区民の生命の保護が最大限図られる	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-3	異常気象等における長期的な浸水や土砂災害による死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	救助・救急、医療活動の迅速化 救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶等による機能の麻痺
		2-3	想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-4	疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	行政機能の確保 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動の確保 経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による、企業の生産力低下
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出

6つの推進目標		No.	「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」
5	ライフラインの確保・早期復旧 生活・経済活動に必要な最低限の情報サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害による、災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	電気・ガス・上下水道等の長期間における供給・機能停止
		5-3	地域交通ネットワークが分断する事態
6	迅速な復旧・復興 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	復旧・復興を担う人材等(専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-5	インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態



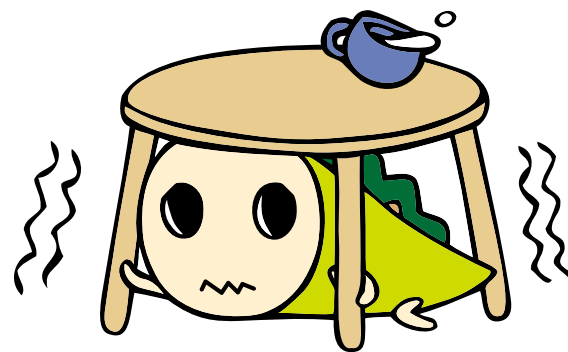
第5章 脆弱性の評価とリスクシナリオに対する推進方針

リスクシナリオをもとに、脆弱性を分析・検討し、6つの「推進目標」を達成するため、地域強靱化に向けた推進方針を定めた。

施策分野

強靱化に向けた取り組むべき施策を整理するに当たり、国及び都の計画で設定された施策分野を参考とし、個別施策分野及び横断的施策分野を次の通り設定する。

個別施策分野	①防災
	②教育・文化
	③健康・医療・福祉
	④都市・交通
	⑤環境・エネルギー
横断的施策分野	⑥情報・通信
	⑦地域連携
	⑧施設管理



リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と推進方針

推進目標		リスクシナリオ		施策分野								推進方針（概要）
				① 防災	② 教育・ 文化	③ 健康・ 医療・ 福祉	④ 都市・ 交通	⑤ 環境・ エネルギー	⑥ 情報・ 通信	⑦ 地域 連携	⑧ 施設 管理	
6つの推進目標	1	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	○	○		○					地域防災力の向上、区有施設の更新・維持管理、建築物の耐震化・不燃化等の推進、都市基盤の整備、マンション・空家等の適正な管理、ブロック塀等の安全対策、樹木の維持管理 等
		1-2	木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生	○	○		○					地域防災力の向上、区有施設の更新・維持管理、建築物の耐震化・不燃化等の推進、都市基盤の整備、公園の整備 等
		1-3	異常気象等における長期的な浸水や土砂災害による死傷者の発生	○		○	○		○			地域防災力の向上、浸水・土砂災害等への対策強化、避難に役立つ情報の充実 等
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生	○					○	○	○	地域防災力の向上、情報発信手段の多様化、要配慮者対策の推進 等
	2	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○						○		物資供給ルートの確保、備蓄の充実・確保、受援体制・確実迅速な避難ができる体制の強化 等
		2-2	救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶等による機能の麻痺	○		○				○		地域防災力の向上、災害時医療体制の充実 等
		2-3	想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	○								総合的な帰宅困難者対策の推進 等
		2-4	疫病・感染症等の大規模発生			○						予防接種や消毒・害虫駆除の実施、感染症対策の推進、災害時医療体制の充実 等
		2-5	劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○	○	○					○	災害時医療体制・要配慮者支援体制の充実、害虫や動物の感染症による衛生被害の防止、施設の改修・整備 等
	3	3-1	被災等による治安の悪化、社会の混乱	○			○	○		○		防犯体制の強化、都市基盤の整備、放射性物質等の正確な情報提供 等
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○				○	○		○	災害対応力の強化、区有施設の更新・維持管理、非常用設備の確保 等
	4	4-1	サプライチェーンの寸断等による、企業の生産力低下				○					道路等の維持管理、都市基盤の整備 等
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出					○				有害物質等の管理体制の強化 等
	5	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害による、災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止	○					○			電気の供給停止等への対策、情報通信手段の多様化、情報発信手段の多様化 等
		5-2	電気・ガス・上下水道等の長期間における供給・機能停止	○				○				災害対応力の強化、備蓄の充実・確保 等
		5-3	地域交通ネットワークが分断する事態				○					建築物の耐震化の推進、都市基盤の整備、ブロック塀等の安全対策、移動円滑化の推進 等
	6	6-1	地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態				○			○		復旧・復興体制の充実、土地境界の明確化 等
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○	○				災害廃棄物処理体制の充実 等
		6-3	復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○						○		災害対応力の強化、迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築、地域防災力の向上 等
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○						○		地域防災力の向上 等
		6-5	インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○				○	道路等の維持管理、都市基盤の整備、土地境界の明確化、公園等の維持管理 等

目標 1：人命の保護

目標 4：経済活動の確保

目標 2：救助・救急、医療活動の迅速化

目標 5：ライフラインの確保・早期復旧

目標 3：行政機能の確保

目標 6：迅速な復旧・復興

目標1【人命の保護】区民の生命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ(1-1) 建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

①防災

- 震災の備えについて、区民や事業者向けに意識啓発を図るとともに、地域防災力の強化に向けて防災市民組織等の地域防災の担い手を支援していく必要がある。

②教育・文化

- 区内には歴史的に価値のある建造物や文化財・郷土資料を収蔵し、展示する施設があり、災害が起きた場合に建造物等が損壊するおそれがあるため、耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。
- 大規模地震などによって学校施設が倒壊し、児童・生徒、教職員等が危険に晒されないよう学校施設の耐震性を保持していく必要がある。

④都市・交通

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、建物の耐震化・不燃化や共同建替え、公園・道路の基盤整備等、様々な施策を講じ、災害に強い防災まちづくりを推進する必要がある。
- 現状の区内の建築物の耐震化率は、90%を超えているが、目標の96%には到達しておらず、更なる取組を必要とする。また、すでに耐震化された施設についても、適切な維持管理が必要である。
- 倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策を推進し、安全なまちづくりを進める必要がある。
- 道路沿いには多くの樹木が植栽されている。中には倒木した際に周辺に被害を及ぼす可能性のある樹木も存在するため、定期的に樹木診断を行い、倒木等のリスクを低減する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 各種防災事業の実施により、区民へ防災に対する意識啓発を行うとともに、家庭内備蓄や家具等の転倒防止、感震ブレーカー設置支援事業のPR等の自助の備えを推進し、区民と地域の防災力の向上を図る。
- リーフレットの作成や震災救援所訓練等を通じ、自助の備えの普及啓発を強化していく。また、防災市民組織の活動を推進するため、各防災市民組織の防災活動費用の助成を推進していく。
- 地域防災行動力の向上を図るため、防災の知識を持ち、発災時には防災活動に積極的に取り組む人材を養成する防災リーダー育成事業を推進していく。

②教育・文化

- 文化財となっている建造物や文化財・郷土資料の展示収蔵施設等の保存及び修理、耐震化、防災設備の整備等を進めていく。
- 学校施設の劣化状況に応じた必要な改修・改築を実施していく。

推進方針

④都市・交通

- 住宅等の倒壊防止及び不燃化に向け、建替え助成制度及び耐震改修助成制度等の利用を促進し、耐震化率の向上を図っていく。
- 区営住宅については、耐震化済みであるが、建物外壁の点検・補修・塗装工事を行うことにより、その機能の維持改善に努め、公営住宅等整備事業を推進する。
- 不特定多数の者が利用する集客施設などの建築物の耐震化を推進していく。
- 緊急輸送道路沿道建築物については、災害時の通行機能を確保するため、耐震化を進めていく。
- 東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路の整備を進めていく。
- 無電柱化整備については、都市計画道路の整備に合わせて進めるとともに、「杉並区無電柱化推進方針」に基づき整備を進めていく。
- 駅周辺などにおいて、地域の状況やまちづくりの動向を踏まえ、たうえで都市開発諸制度などを活用し、都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成する。
- マンションの適正管理などの課題に対応するため、マンション管理無料相談会やセミナーを実施する。また、東京都が実施するマンションの管理に関する支援制度や東京都及び関係団体が実施する相談窓口の周知を行う。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法及び杉並区空家等対策計画に基づき、「空家等の発生の抑制と適正な管理」、「空家等の利活用の促進」、「管理不全な空家等への対応」について、杉並区空家等対策協議会の意見を踏まえながら、総合的に空家等対策を推進していく。
- 倒壊の危険があるブロック塀等の解消のため、ブロック塀等の撤去・撤去新設費の助成制度の利用を促進し、安全対策を進めていく。
- 定期的に樹木の診断を行い、適正な樹木の維持管理を進めていく。

関連計画

杉並区まちづくり基本方針
 杉並区住宅マスタープラン
 杉並区空家等対策計画
 杉並区営住宅長寿命化計画
 杉並区耐震改修促進計画
 阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画
 東京における都市計画道路の整備方針
 杉並区無電柱化推進方針
 杉並区みどりの基本計画
 杉並区地域防災計画
 杉並区立学校施設整備計画

目標1【人命の保護】区民の生命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ(1-2) 木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

①防災

- 街頭消火器や消火用スタンドパイプ、軽可搬消火ポンプ等を活用した地域住民による初期消火体制を確保する必要がある。
- 街頭消火器や消火用スタンドパイプ、軽可搬消火ポンプ等の初期消火等に必要な備品の配備を実施しているが、更なる充実が必要である。
- 大規模火災に巻き込まれないよう、的確な災害状況の把握が必要である。

②教育・文化

- 初期消火のための屋内消火栓や消火器、延焼抑制のための防火扉など学校施設の適切な維持管理が必要である。

④都市・交通

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、建物の耐震化・不燃化や共同建替え、公園・道路の基盤整備等、様々な施策を講じ、災害に強い防災まちづくりを推進する必要がある。
- 木造住宅密集地域を中心に、火災による延焼被害の拡大が懸念される地域において、建物の不燃化を促進するとともに、延焼遮断帯の形成を図る必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 街頭消火器の設置や、消火用スタンドパイプ等の配備により、地域の初期消火体制を強化していく。
- 初期消火設備と併せて、区有施設の大規模改修等の際、当該地域における消防水利の設置状況について消防署と協議を行い、消防水利の設置に積極的に協力することで、消防水利不足地域の解消を図る。
- 各種防災事業の実施により、区民へ防災に対する意識啓発を行うとともに、家庭内備蓄や家具等の転倒防止、感震ブレーカー設置支援事業のPR等の自助の備えを推進し、区民と地域の防災力の向上を図る。【再掲(1-1)】
- リーフレットの作成や震災救援所訓練等を通じ、自助の備えの普及啓発を強化していく。また、防災市民組織の活動を推進するため、各防災市民組織の防災活動費用の助成を推進していく。【再掲(1-1)】
- 地域防災行動力の向上を図るため、防災の知識を持ち、発災時には防災活動に積極的に取り組む人材を養成する防災リーダー育成事業を推進していく。【再掲(1-1)】
- 災害時の電気による火災を発生させないため、感震ブレーカーの設置を支援する。
- 発災後、災害状況の情報収集に努め、近隣で大規模火災が発生し学校施設に延焼の恐れがある場合を想定して、広域避難場所への避難を周知徹底していく。

推進方針

②教育・文化

- 小・中学校等において、地域と共同した防災訓練の実施、生徒の地域防災訓練への参加等、防災・救命等に関わる活動を通して、防災に関連した教育を行い、より「自助」「共助」が児童・生徒に定着するよう、防災教育全般の底上げを図る。
- 学校施設の適切な維持管理の実施や必要に応じた改修・改築を行っていく。

④都市・交通

- 耐震改修助成や除却助成を行い、木造住宅密集地域の耐震化率の向上を図っていく。
- 不特定多数の者が利用する集客施設などの建築物の耐震化を推進していく。【再掲(1-1)】
- 木造住宅密集地域を中心に火災による延焼被害の拡大が懸念される地域や震災救援所周辺及び緊急道路障害物除去路線等沿道の建物の耐震化・不燃化を促進するなど、災害時の被害を軽減するための防災まちづくりを推進する。
- オープンスペースやみどりの保全・育成を図り、みどり豊かで災害に強い市街地等の形成をめざして、土地の有効利用を推進していく。
- 木造住宅密集地域の火災危険度の高い地域に対し、東京都と連携を図り、建築安全条例による新たな防火規制区域の指定を検討していく。
- 木造住宅密集地域について、適宜、防災まちづくりの検討を進めていく。
- 不燃化促進事業の推進・導入、広域避難場所への避難路の整備等により、避難場所周辺や木造住宅密集地域等の防災性の向上を図っていく。
- 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)として、阿佐谷南・高円寺南地区において重点整備地区を対象に、主に道路拡幅や公園の空地確保等の基盤整備及び共同建替えの推進を図る。
- 東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路の整備を進めていく。【再掲(1-1)】
- 新規公園の整備及び既存公園の改修等において、防災機能を強化していく。
- 公園整備による防災性と周辺住環境の向上を進めていく。
- 住宅等の倒壊防止及び不燃化に向け、建替え助成制度及び耐震改修助成制度等の利用を促進し、耐震化率の向上を図っていく。【再掲(1-1)】

関連計画

杉並区まちづくり基本方針
 杉並区耐震改修促進計画
 阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画
 東京における都市計画道路の整備方針
 杉並区みどりの基本計画
 杉並区地域防災計画
 杉並区立学校施設整備計画

目標1【人命の保護】区民の生命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ(1-3) 異常気象等における長期的な浸水や土砂災害による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

①防災

- 風水害に備えて、避難場所や適切な避難行動(垂直避難等)等について、区民や事業者の意識を啓発していく必要がある。

③健康・医療・福祉

- 震災時や、大規模な水害発生時は様々な衛生面での問題が生じるため、災害対策本部の医療救護部衛生班を中心とした防疫体制を推進する必要がある。

④都市・交通

- 近年、時間50mmを越す降雨の回数が増加傾向にあり、毎年のように浸水被害が発生していることから、河川・下水道や調節池の整備、公共施設や民間施設における雨水流出抑制対策が必要である。
- 流域対策として、公園、道路、公共施設敷地内等への地下貯留・浸透施設の設置や透水性舗装化、グリーンインフラの活用による治水対策を進める必要がある。
- 河川改修事業や雨水浸透施設、雨水貯留施設等の設置による雨水流出抑制対策等、浸水被害を軽減するための取組を一層進めていく必要がある。

⑥情報・通信

- 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等については、対象地域内の住民の安全を確保するため、避難行動につながる情報等の周知が必要である。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 浸水想定区域内等に立地する災害時要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成とそれに基づく訓練実施の義務化に関する取組を推進していく。
- 地域の防災リーダーの育成事業にあたり、区内における風水害の特性や必要な対応についての知識を深める防災セミナーや各種講演会、水害出前講座等の事業を継続して実施していく。
- 区公式ホームページ、区報、リーフレット等を通じて、建物の2階以上に移動し、水害から身を守る垂直避難を積極的に普及啓発していく。

③健康・医療・福祉

- 震災時や、大規模な水害発生時は災害対策本部の医療救護部衛生班を中心とした速やかな防疫体制を推進する。

推進方針

④都市・交通

- 新規公園の整備及び既存公園の改修等により雨水浸透施設の設置等を行うことで、治水対策を進める。
- 地球温暖化に伴う短時間強雨や連続降水等に対処するため、グリーンインフラを活用した雨水浸透・貯留を図ることで水害対策への取組を進めていく。
- 河川改修事業や下水道による浸水対策において東京都と連携をとり、早期の事業推進を図る。
- 流域対策として、1時間当たり10mm降雨相当の雨水流出抑制を目指すため、公共施設(道路、公園、学校等)への浸透・貯留施設の設置や透水性舗装化を促進するとともに、民間施設への設置誘導を進めるなど対策を推進していく。

⑥情報・通信

- 水防に係る情報提供は、地域特性を考慮した情報種別を検討し、区民の避難行動の判断材料とする情報を提供する。
- 様々な機会を通じて、水害ハザードマップの活用方法、雨量・河川水位情報等の情報の入手方法や簡易水防工法、東京マイタイムラインの活用等の防災に関する役立つ情報や知識の普及啓発を推進していく。
- 急傾斜地や土砂災害警戒区域内への住民に対し速やかな避難行動が行えるよう土砂災害警戒情報や避難勧告指示などの情報を確実に伝えていく。

関連計画

杉並区みどりの基本計画
 杉並区地域防災計画
 杉並区環境基本計画

目標1【人命の保護】区民の生命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ(1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生

【脆弱性の評価】

①防災

- 地域防災力の向上を図るため、防災訓練等の拡充が必要である。

⑥情報・通信 ⑧施設管理

- 区民への防災情報の適時・的確な提供を進めるため、停電時の非常用電源の確保はもとより、情報を伝達する手段を多数確保する必要がある。

⑦地域連携

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録勧奨と、登録者への訪問・個別避難支援プランの作成を行うことにより、自力での避難行動が難しい方の支援を行っていく。
- 区報、パンフレット、ホームページ等により、防災対策で最も基本となるのは「自助」であり、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を持って防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進する。

⑥情報・通信

- 災害、避難情報等をいち早く確実に住民へ伝達するために、防災行政無線のほか、区公式ホームページ、SNS、電話通報サービス、防災・防犯情報メール配信サービス等、複合的な情報伝達手段を整える。
- 情報伝達手段について、災害の発生に備え事前に周知を図るとともに、手段、対象者、情報種別等について、障害者などの要配慮者をはじめ全ての区民に適時、適切な情報伝達が行えるよう努める。
- 杉並区防災行政無線(固定系無線、移動系無線)、IP無線機、公衆無線 LANや携帯電話(災害時優先電話)の運用による無線を基幹とした情報連絡手段を整備していく。

推進方針

⑦地域連携

- 避難所に公助及び共助を中心とした避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、民間介護事業者等と災害時における、要配慮者への支援等について連携強化を推進するとともに、避難支援資機材の増強を図るなど、確実迅速な避難ができる体制の整備を図っていく。
- 区民の防災意識を高め、地域防災会活動や震災救済所訓練等への参加を促し、地域防災力の強化を推進していく。
- 地区防災計画の作成支援及び小・中学校等における総合的な防災教育の推進を継続して実施していく。
- 杉並区総合震災訓練等において、警察、消防、自衛隊、協定締結団体等の関係機関との連携訓練を実施し、実効性のある連携体制の構築を図っていく。

⑧施設管理

- 広域避難場所、避難道路の周知と避難の際の安全を期するため、経年劣化した避難場所標識等の張り・建替えを行う。

関連計画

杉並区地域防災計画

杉並区地域福祉推進計画



目標2【救助・救急、医療活動の迅速化】救助・救急、医療活動が迅速に行われる

リスクシナリオ(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

①防災

- 震災救済所等へ物資等を輸送するため、災害備蓄倉庫、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点からの効率的な輸送体制を築く必要がある。
- 平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、杉並区防災用品のあっせんの案内等を通じて普及啓発活動を展開し、区民一人ひとりの「自助」の備えを推進していく必要がある。
- 区としての物資の備蓄をより一層推進する必要がある。

⑦地域連携

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 道路啓開態勢の整備、車両・燃料確保、支援物資等受入拠点となりうるヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の事前選定により、輸送ルートの安全化、輸送手段の確保を推進していく。
- 防災訓練や防災リーダー養成講座を通じて、個人の家庭内備蓄の重要性・方法等の周知を強化していくとともに、防災用品のあっせん事業を継続し、区民の家庭内備蓄率の向上を図っていく。
- 区報、パンフレット、ホームページ等により、防災対策で最も基本となるのは「自助」であり、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を持って防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進する。【再掲(1-4)】
- 発災初期に必要な水、食料、生活必需品等の確実な備蓄を行うとともに、学校防災倉庫のスペースを十分確保できない震災救済所の物資を補完して備蓄するため、災害備蓄倉庫についても整備を図っていく。
- 可能な限り区内での備蓄が行えるよう、民間事業者の協力等を得て保管場所の確保や流通備蓄の活用を図っていく。

⑦地域連携

- 他自治体を含めた協定団体から速やかに支援を受けるため、受援体制の検討・整備を進めていく。
- 杉並区総合震災訓練等により応援協定締結団体との連携を深め、実効性のある受援体制を進めていく。
- 民間事業者や発災時支援可能な団体等と協力協定を締結し、受援可能範囲の拡充を図っていく。
- 避難所に公助及び共助を中心とした避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、民間介護事業者等と災害時における、要配慮者への支援等について連携強化を推進するとともに、避難支援資機材の増強を図るなど、確実迅速な避難ができる体制の整備を図っていく。【再掲(1-4)】

関連計画

杉並区地域防災計画

杉並区災害時受援・支援計画

目標2【救助・救急、医療活動の迅速化】救助・救急、医療活動が迅速に行われる

リスクシナリオ(2-2) 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶等による機能の麻痺

【脆弱性の評価】

①防災 ③健康・医療・福祉 ⑦地域連携

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 消防団勧誘活動の広報や場所の提供、活動内容の紹介などの消防団入団意欲を喚起する支援策を推進していく。

③健康・医療・福祉

- 杉並区災害医療運営連絡協議会等を通じて平常時から医療機関等との連携強化を図り、これらの関係機関との協定等について追加や見直し等を検討する。また、災害発生時に災害拠点病院等に開設することとなる緊急医療救護所の医療救護訓練等を通して、災害時の医療体制の強化を進める。さらに、災害時における多様な通信体制の確保として、無線や衛星電話以外の通信手段について検討する。
- 災害拠点病院・災害拠点連携病院等と連携し、実践に則した医療救護訓練をとおして、関係者間の連携を強化し、災害時の医療救護体制の確立を進めていく。

⑦地域連携

- ボランティア確保のため、災害ボランティアネットワーク等関係団体との連携強化を図っていく。

関連計画

杉並区地域防災計画

杉並区地域福祉推進計画

杉並区健康医療計画

目標2【救助・救急、医療活動の迅速化】救助・救急、医療活動が迅速に行われる

リスクシナリオ(2-3) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

【脆弱性の評価】

①防災

- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の拡充、備蓄の増強、安全確保後の帰宅支援対策を進める必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 帰宅困難者の一時滞在施設及び協力事業者の拡充を図っていく。
- 「駅前滞留者対策連絡会」と連携した帰宅困難者対応訓練を定期的を実施し、帰宅困難者対策の強化を進めていく。
- 事業所の防災力向上のため、事業所防災計画に基づく防災訓練の実施や飲料水等の備蓄の拡充及び従業員の帰宅抑制等、事業所等における帰宅困難者対策を促進していく。

関連計画

杉並区地域防災計画

目標2【救助・救急、医療活動の迅速化】救助・救急、医療活動が迅速に行われる

リスクシナリオ(2-4) 疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

③健康・医療・福祉

- 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための対策について検討する必要がある。
- 消毒・害虫駆除に加え、相談指導を実施しておく必要がある。
- 害虫や動物等からの感染に対する対処法の周知などの取組を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

③健康・医療・福祉

- 害虫・害獣の駆除及び相談業務の充実。
- 地域の感染予防意識の向上や予防接種等の予防行動を推進していく。
- 感染症など広範囲にわたる健康危機に対して、防護用品等の備蓄更新や感染症対策に携わる知識技術の維持、患者搬送体制の構築と維持による迅速な対応体制を整備していく。
- 重大な健康危機発生時の迅速、的確な対応のために、区内の医療連携体制と地域医療圏における相互協力体制を整備していく。

関連計画

杉並区健康医療計画
杉並区環境基本計画

目標2【救助・救急、医療活動の迅速化】救助・救急、医療活動が迅速に行われる

リスクシナリオ(2-5) 劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

①防災

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。
- 女性や要配慮者のニーズに応じた対策について、適時検討を行う必要がある。

②教育・文化 ⑧施設管理

- 災害時において避難所となる学校施設等は、発災後であっても避難者の避難生活が劣悪な環境とならないよう、施設整備をしていく必要がある。

③健康・医療・福祉

- 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための対策について検討する必要がある。
- 避難所等での食中毒を防止するための対策について検討する必要がある。
- 害虫や動物等からの感染に対する対処法の周知等の取組を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 震災救援所及び二次救援所を含めた、女性や要配慮者への対応等について、適時各種マニュアルの修正や備蓄物資の見直し等を図り、運営体制の充実・強化を図っていく。
- 避難行動要支援者に対し、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録を促すとともに、登録者に対し訪問などによる個別避難支援プランの作成を推進し、ひとりひとりの状況に合わせた支援の充実を図る。
- 災害時要配慮者への対応として、第二次救援所及び福祉救援所となる施設の整備を推進していく。

②教育・文化

- 学校施設の劣化状況に応じた必要な改修・改築を行っていく。【再掲(1-1)】

③健康・医療・福祉

- 急性期以降は、保健師等が管轄の震災救援所を巡回し、健康相談や体調管理等の指導やアドバイス等を行う体制を強化していく。
- 避難所等において保健師、栄養士等の必要な職種により健康調査、健康相談等を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の把握と支援を長期に行う体制を整備していく。
- 室内発生する害虫ごとの駆除方法や発生防止対策について、区民に啓発を推進する。
- 畜犬登録と狂犬病予防接種の徹底、犬・猫等ペットの正しい飼い方・しつけ方の啓発推進等により、動物由来の感染症の蔓延を予防する。
- ペット同行避難の啓発推進等により、災害時の放浪動物の発生を抑制し、咬傷被害や衛生被害を防ぐ。

推進方針

⑧施設管理

- 福祉救済所として、施設の安全性の確保を推進していく。
- 発災による電気、給排水、機械設備などの損傷を抑えるため、日常点検や保守点検など適切な維持管理や必要に応じた改修・改築を行っていく。

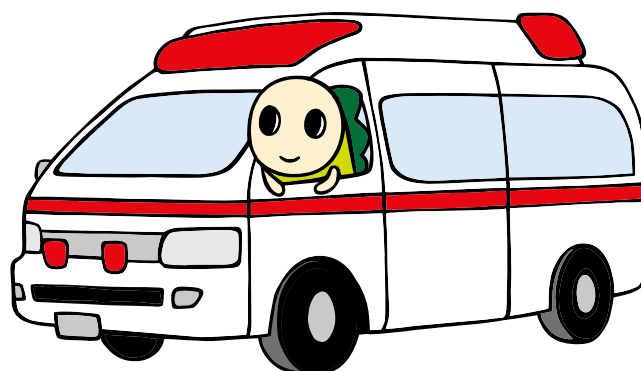
関連計画

杉並区地域防災計画

杉並区地域福祉推進計画

杉並区健康医療計画

杉並区立学校施設整備計画



目標3 【行政機能の確保】必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ(3-1) 被災等による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性の評価】

①防災 ④都市・交通

○ 警察等と連携した日頃の防犯対策や安全対策の取組を推進していく必要がある。

⑤環境・エネルギー

○ 放射性物質等による影響について、関係機関と連携し、正しい情報を区民等に提供していく。

⑦地域連携

○ 治安悪化を防ぐため、地域における防犯体制の強化を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要である。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

○ 区民に対する適切かつ迅速な情報発信、安全パトロール隊(通称青パト)の活用、警察等関係機関との連携など、防犯意識の向上や犯罪に強いまちを目指す取組を推進していく。

④都市・交通

○ 道路の通行の安全性や移動空間としての信頼性向上のため、道路の適切な維持管理や無電柱化の推進、交通安全施設の整備など、交通管理者をはじめ関係者とも連携しながら、都市基盤としての整備、強化を図っていく。

○ すぎなみの道づくり(道路整備方針)に基づいた安全対策路線の整備を計画的に実施していく。

⑤環境・エネルギー

○ 放射性物質等による影響については、杉並区地域防災計画等に基づいて関係機関と連携しながら適切な対応を図る。

○ 平成23年7月から実施している空間放射線量率の測定を今後も継続し、随時区ホームページにて結果を公表する。

○ 定期的に空間放射線量測定機器のメンテナンスを行い、測定機器の維持管理を行う。

⑦地域連携

○ 地域の自主的な防犯活動の促進のため、防犯ボランティア団体等への支援を推進していく。また、防犯力が向上した安全・安心なまちの実現に向け、青色灯防犯パトロールカーの活用を進めていく。

○ 防犯カメラ等の設置及び維持管理に係る経費の助成によって、犯罪の発生を防ぐ地域づくりに対する支援を推進していく。

関連計画

すぎなみの道づくり(道路整備方針)

杉並区無電柱化推進方針

杉並区地域防災計画

杉並区環境基本計画

目標3 【行政機能の確保】必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

①防災

- 災害発生時にも全庁一丸となった危機管理体制の整った組織運営ができるよう、職員の育成等を強化する必要がある。
- 訓練等により、職員のリスク管理・危機管理能力向上の取組を強化する必要がある。

⑤環境・エネルギー

- 太陽光発電機器や蓄電池の設置など、再生可能エネルギーを活用できる施設の整備を行い、非常時の電源確保における取組が必要である。

⑥情報・通信

- 住家被害認定調査や被災証明書の発行等、災害時に利用するシステム操作に関する習熟度の向上を図る必要がある。

⑧施設管理

- 区庁舎をはじめとする区有施設については、今後も適切な維持管理を計画的に実施していく必要がある。
- 本庁舎等区立施設の老朽化などの課題に対して、計画的に改築・改修が行われるまでは施設を適切な状態に保つ必要がある。
- 区立施設マネジメント計画の推進により、老朽化した区立施設の改修・改築を計画的に進める必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災 ⑥情報・通信

- 災害対策本部機能の充実を図っていくことによって、災害対応能力、自立性・事業継続性の高い区役所の整備を図っていく。
- 随時、災害時の職員態勢を見直し、迅速に災害対策本部業務を実施できる態勢づくりを進めていく。
- 住家被害認定調査、被災証明書の発行、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興について、システム活用を含めた全庁的な体制整備を図っていく。
- 円滑に他自治体等から派遣される応援職員等を受け入れるために、応援が必要となる業務、応援を受けた場合の受付態勢、応援職員の配置など、区の受援体制を適時、見直していく。
- 震災からの復興時の実務の手引書について適宜見直しを行っていく。
- 国民保護法関連訓練、システム活用も含む災害図上訓練、緊急対応訓練・研修実施等による、組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を図っていく。
- 大規模災害時でも基幹的なシステム及びネットワーク等の全庁的なICT基盤となる資源の保全ができるよう策定した杉並区ICT-BCPを適切に検証・見直ししていくとともに、定期的に杉並区ICT-BCPに基づいた訓練を実施し、緊急対応要員の育成を進めていく。

推進方針
⑤環境・エネルギー ○ 災害時に震災救援所となる小中学校の校舎改築時に、太陽光発電機器と蓄電池設備を設置し災害時の電源確保を行う。また区立施設の改築・新築時には、太陽光発電機器と蓄電池設備等の設置を推進していくなど、再生可能エネルギーの活用を推進していく。 ○ 災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、学校等(震災救援所)や地域区民センター(救援隊本隊、二次救援所、一時滞在施設)などの大規模改修等に合わせ、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。
⑧施設管理 ○ 関係機関と連携した災害対策本部運営を実施するため、防災センターの維持管理、機能強化を進めていく。 ○ 区立施設マネジメント計画に基づき、区立施設の更新等を計画的に推進していく。
関連計画
杉並区区立施設マネジメント計画 杉並区国民保護計画 杉並区地域防災計画 杉並区災害時受援・支援計画 杉並区環境基本計画

目標4【経済活動の確保】経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ(4-1) サプライチェーンの寸断等による、企業の生産力低下

【脆弱性の評価】

④都市・交通

- 都市計画道路、主要生活道路等の整備により、災害に強い道路網を整備する必要がある。
- 物流ネットワークの維持もしくは早期復旧のため、道路や橋梁の土木施設や道路付属物の保全・整備を推進する必要がある。また、他自治体や事業者等の関係機関との連携を更に強化する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

④都市・交通

- トンネル、擁壁及び法面の点検・調査を行い、異常や損傷を早期に発見することで事故を防止し、道路土工構造物の安全確保を図っていく。
- 杉並区管理道路の車道において路面下の空洞の有無を調査し、道路の陥没による突発的な事故を未然に防止し、道路の保全と道路交通の安全確保を図っていく。
- 道路反射鏡や案内標識等の構造強化を図り、道路交通の安全確保を図っていく。
- 東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路の整備を進めていく。【再掲(1-1)】
- すぎなみの道づくり(道路整備方針)等に基づき、防災性・安全性の高い道路網を計画的に整備していく。
- 橋梁の耐震補強を行い、災害時における道路ネットワークの防災性、安全性の向上を図っていく。
- 東京都等と実施する京王線及び西武新宿線の連続立体交差化に併せて鉄道付属街路(側道)の整備に向けた取組を進め、踏切による交通渋滞や事故の解消、円滑な交通ネットワークの形成等を図る。さらに西武新宿線については西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針等に基づき、交通結節点機能の強化等を図る。
- 道路舗装白書、橋梁白書等に基づく適切な維持管理により、施設の安全性、信頼性の向上を図っていく。

関連計画

杉並区まちづくり基本方針
東京における都市計画道路の整備方針
すぎなみの道づくり(道路整備方針)
道路舗装白書
橋梁白書

目標4【経済活動の確保】経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ(4-2) 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

⑤環境・エネルギー

- 区内における石油類等の危険物保管施設は、製造所、貯蔵所、取扱所等(少量危険物貯蔵取扱所を含む。)がある。石油類等の危険物保管施設に対して、関係機関と協力して、連絡体制を整備する必要がある。
- 化学物質を取り扱う事業者では、震災等により火災、漏えい、停電等様々な被害が想定されるため、事業者に対し都の方針に基づく水害への備えを促進する必要がある。
- 区内の有害物質に関する情報把握について取り組む必要がある。
- 災害発生時には、家屋の損壊等によりアスベストが飛散する恐れがあるため、マニュアル等に基づき、適切に対応を図る必要がある。
- 災害発生時に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

⑤環境・エネルギー

- 化学物質取扱事業者がすでに作成している化学物質管理方法書に、事業所内への浸水防止や化学物質の流出等水害に関する対応を盛り込むよう、事業者に周知・指導する。
- 関係機関と連携し、危険物保管施設、放射性物質保管施設、高圧ガス保管施設及び毒劇物保管施設に対して、消防法など関係法令に基づく立入検査を実施し、当該施設の安全対策について指導を強化していく。
- 有害物質の大規模な拡散・流出が発生した際の情報伝達について、関係機関と連携しながら適切な対応を図る。
- 災害発生時には、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)及び杉並区災害廃棄物処理計画等に基づいて、体制整備を図り適切に対応する。
- 令和3年度、東京都は都内区市との協力により、国のマニュアルと整合させた災害時におけるアスベストばく露・飛散防止マニュアルを策定した。そのマニュアルに基づきながら適切な対応を行っていく。

関連計画

杉並区地域防災計画
杉並区災害廃棄物処理計画

目標5【ライフラインの確保・早期復旧】生活・経済活動に必要な最低限の情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害による、災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

①防災

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。

⑥情報・通信

- 区民への防災情報の適時・的確な提供を進めるため、情報を伝達する手段を多数確保する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、学校等(震災救援所)や地域区民センター(救援隊本隊、二次救援所、一時滞在施設)などの大規模改修等に合わせ、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。【再掲(3-2)】

⑥情報・通信

- 電気の供給停止や機器の破損による情報通信の途絶・長期停止等を回避できるよう、機器の整備等を推進していく。
- 震災救援所等となっている区立施設に整備した、災害時でも通信が行いやすい「地域BWA通信基盤を活用したWi-Fiスポット」を適切に維持管理していく。
- 情報伝達手段について、災害の発生に備え事前に周知を図るとともに、手段、対象者、情報種別等について、障害者などの要配慮者をはじめ全ての区民に適時、適切な情報伝達が行えるよう努める。【再掲(1-4)】
- 災害情報等を区民へ迅速に発信するため、新たな伝達手段について検討し、災害情報発信体制の充実・強化を図っていく。
- 災害対策本部と連携する救援隊本隊や震災救援所、東京都、防災関係機関等との情報連絡手段、体制を整備する。
- 杉並区防災行政無線(固定系無線、移動系無線)、IP無線機、公衆無線LANや携帯電話(災害時優先電話)の運用による無線を基幹とした情報連絡手段を整備していく。【再掲(1-4)】
- 災害、避難情報等をいち早く確実に住民へ伝達するために、防災行政無線のほか、区公式ホームページ、SNS、電話通報サービス、防災・防犯情報メール配信サービス等、複合的な情報伝達手段を整える。【再掲(1-4)】
- 緊急時の初動対応及び応急的な広報として、防災行政無線のほか、安全パトロール隊(通称青パト)等の活用による区民への情報伝達を実施していく。
- 水防時には、SNSを活用し、区民の避難行動の判断材料となる情報を提供する。

関連計画

杉並区デジタル化推進計画
杉並区地域防災計画

目標5【ライフラインの確保・早期復旧】生活・経済活動に必要最低限の情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ(5-2) 電気・ガス・上下水道等の長期間における供給・機能停止

【脆弱性の評価】

①防災

- 自立分散型電源の設置や約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進める必要がある。
- 震災救援所における応急給水管設置を進め、被災時の応急給水を確保する必要がある。
- ライフラインの途絶に備えて、区民や事業者向けに意識啓発を図るとともに、区としても物資の備蓄等をより一層推進していく必要がある。

⑤環境・エネルギー

- 電力及び燃料の確保について、各事業者や他自治体と協力体制を構築し、非常時の連携を強化する。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 地震時におけるエレベーターの運行や復旧、安全対策などに関する情報を提供するとともに、関係団体等に対し、閉じ込め防止装置の設置や復旧体制の整備について、建物所有者や関係団体に啓発を行う。
- 東京都水道局が実施する避難所敷地内の給水管への応急給水栓設置事業に協力し、災害時における震災救援所での応急給水確保を進めていく。
- 防災訓練や防災リーダー養成講座を通じて、個人の家庭内備蓄の重要性・方法等の周知を強化していくとともに、防災用品のあっせん事業を継続し、区民の家庭内備蓄率の向上を図っていく。【再掲(2-1)】
- 発災初期に必要な水、食料、生活必需品等の確実な備蓄を行うとともに、学校防災倉庫のスペースを十分確保できない震災救援所の物資を補完して備蓄するため、災害備蓄倉庫についても整備を図っていく。【再掲(2-1)】

⑤環境・エネルギー

- 災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、学校等(震災救援所)や地域区民センター(救援隊本隊、二次救援所、一時滞在施設)などの大規模改修等に合わせ、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。【再掲(3-2)】

関連計画

杉並区地域防災計画

**目標5【ライフラインの確保・早期復旧】生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、
上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

リスクシナリオ(5-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の評価】

④都市・交通

- 区内には、幅員4mに満たない狭あい道路が多く、整備の進んでいない都市計画道路、主要生活道路が多数存在しているため、道路の拡幅工事や道路沿道建築物の耐震化、橋梁等の土木施設や道路付属物の安全対策等、交通ネットワークが分断しないための取組を実施する必要がある。
- 区内の交通環境は、東西方向に鉄道が走り、南北方向は主にバス路線が整備されており、区内全域にシェアサイクルポートが設置されているなど、交通の利便性は高いと言えるが、鉄道駅やバス停から離れた公共交通不便地域がある。
- 倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策を推進し、安全なまちづくりを進める必要がある。



【推進方針と関連計画】

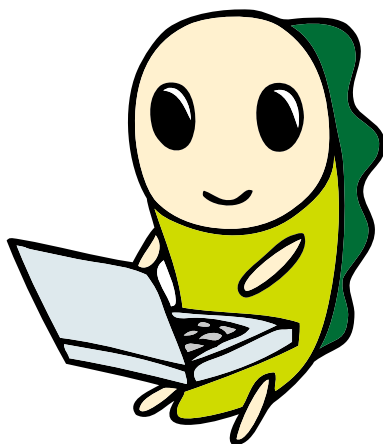
推進方針

④都市・交通

- 狭あい道路整備等促進事業により、幅 4m未満の道路を建築物の建て替えなどに合わせて拡幅整備し、安全な道路空間の確保を進めていく。
- 拡幅の必要性が特に高い路線を「重点整備路線」に指定し、震災時に特に甚大な被害が想定される地域などを「整備地区」に位置付け、拡幅整備を積極的に推進していく。
- 緊急輸送道路沿道建築物については、災害時の通行機能を確保するため、耐震化を進めていく。【再掲(1-1)】
- 道路舗装白書、橋梁白書等に基づく適切な維持管理により、施設の安全性、信頼性の向上を図っていく。【再掲(4-1)】
- 東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路の整備を進めていく。【再掲(1-1)】
- すぎなみの道づくり(道路整備方針)等に基づき、防災性・安全性の高い道路網を計画的に整備していく。【再掲(4-1)】
- 橋梁の耐震補強を行い、災害時における道路ネットワークの防災性、安全性の向上を図っていく。【再掲(4-1)】
- 東京都等と実施する京王線及び西武新宿線の連続立体交差化に併せて鉄道附属街路(側道)の整備に向けた取組を進め、踏切による交通渋滞や事故の解消、円滑な交通ネットワークの形成等を図る。さらに西武新宿線については西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針等に基づき、交通結節点機能の強化等を図る。【再掲(4-1)】
- トンネル、擁壁及び法面の点検・調査を行い、異常や損傷を早期に発見することで事故を防止し、道路土工構造物の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 杉並区管理道路の車道において路面下の空洞の有無を調査し、道路の陥没による突発的な事故を未然に防止し、道路の保全と道路交通の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 道路反射鏡や案内標識等の構造強化を図り、道路交通の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 移動困難者(高齢者や障害者等)をはじめとして、誰もがどこにいても安全・安心に移動できるよう、鉄道事業者やバス事業者等の関係機関と連携を図りながら、災害時の代替輸送等について検討する。
- 倒壊の危険があるブロック塀等の解消のため、ブロック塀等の撤去・撤去新設費の助成制度の利用を促進し、安全対策を進めていく。【再掲(1-1)】

関連計画

杉並区まちづくり基本方針
杉並区バリアフリー基本構想
杉並区地域公共交通計画
杉並区自転車活用推進計画
杉並区耐震改修促進計画
東京における都市計画道路の整備方針
すぎなみの道づくり(道路整備方針)
道路舗装白書
橋梁白書
杉並区地域防災計画



目標6 【迅速な復旧・復興】地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ(6-1) 地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【脆弱性の評価】

④都市・交通 ⑦地域連携

○ 被災時において、早期復興を推進する取組を講ずることが必要である。



【推進方針と関連計画】

推進方針

④都市・交通

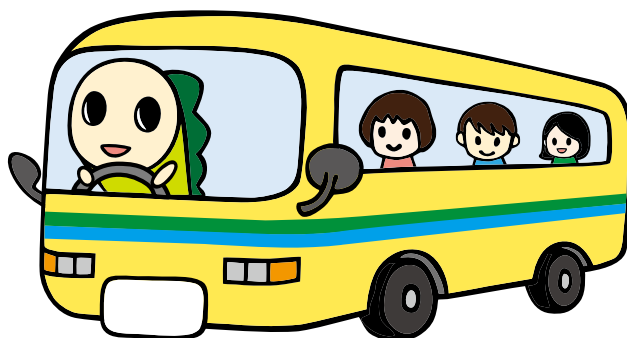
- 区、区民及び事業者が協力して、市街地の復興を円滑に進めるため、震災復興マニュアルの見直し、仮設住宅の検討などにより、復旧・復興体制の充実を図る。
- 国土調査法に基づく地籍調査を着実に進めることにより、土地境界の明確化を図り、首都直下地震など大規模災害が発生した際の復旧・復興の迅速化に役立てる。
- NPO、ボランティア、専門家、企業等の協力も得ながら、平時に復興時のまちづくりを検討しておく事前復興の取組を進める。

⑦地域連携

- 地域力を生かして復興に取り組む核となる地域復興協議会の準備会などの組織づくりを平常時より進める。

関連計画

杉並区まちづくり基本方針



目標6【迅速な復旧・復興】地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ(6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

④都市・交通

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた仮置場を確保する必要がある。

⑤環境・エネルギー

- 災害時には、事業者団体等との協力要請に関する協定を有効に機能させる必要がある。
- 区民が片づけごみ等を路上等に堆積することで、生ごみ等優先すべき生活ごみの収集を阻害しないよう、災害時のごみ出しルールを徹底する必要がある。
- 区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するため、杉並区災害廃棄物処理計画に基づく人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

④都市・交通

- 応急仮設住宅建設予定地等、他課とのオープンスペースの利用用途に関する調整を行い、計画に基づく災害廃棄物の発生推計に合わせた仮置場の確保を推進する。
- 区のがれき処理の基本方針を明らかにした「杉並区震災がれき処理マニュアル」を改定するとともに、がれき処理が適正、かつ円滑に処理できるように、区所有の公共用地を活用した応急集積場所や一次仮置場の確保はもとより、不足時には民間用地等の借用を検討する。

⑤環境・エネルギー

- 発災時に災害廃棄物・災害ごみ・資源等の収集・運搬等に必要な人材を確保できるよう、育成を行う等、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
- 区民が発災時にどのように災害廃棄物やごみ出しを行うべきか検討し、平常時から災害時のごみ出しルールに関する広報・啓発活動を実施する。
- 事業者団体等との協定に基づく円滑な連携のほか、東京23区、東京二十三区清掃一部事務組合内の相互連携が可能になるように、平常時から災害廃棄物に関する情報を共有するとともに、関係機関の実施する訓練等に参加する。

関連計画

杉並区地域防災計画
杉並区災害廃棄物処理計画
杉並区一般廃棄物処理基本計画

目標6【迅速な復旧・復興】地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ(6-3) 復旧・復興を担う人材等(専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

①防災 ⑦地域連携

- 地域防災力の向上を図るため、防災訓練等の拡充が必要である。
- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進する必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 実践的な震災救援所訓練の実施に関して積極的な働きかけを行い、各防災関係機関との連携した訓練を継続して行っていく。
- 発災時において、杉並区社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」に対し、災害関連情報の提供をはじめ、ボランティアの待機スペースを確保し、要望に応じた配置を行う。
- 業務の共通化を図ることにより、災害時に応援にきた他自治体職員が復旧・復興の即戦力になる体制の構築を図っていく。
- 震災からの復興時の実務の手引書について適宜見直しを行っていく。【再掲(3-2)】
- 住家被害認定調査、り災証明書の発行、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興について、システム活用を含めた全庁的な体制整備を図っていく。【再掲(3-2)】

⑦地域連携

- 住まい、住み替えだけでなく生活の支援等に関する総合相談について、不動産団体、NPOや福祉事業者等とも連携し、多岐にわたる相談に対応できるようにするとともに、民間事業者を活用し、住宅に係る人材を確保する。
- 民生委員や地域包括支援センター(ケア24)職員による「安心おたっしや訪問」や地域のあんしん協力員やあんしん協力機関が高齢者の見守りを行う「たすけあいネットワーク(地域の目)」など、高齢者の生活状況等に応じた多様な方法で関係機関と連携し重層的な見守り体制の強化を行う。
- 地域の中で不足する地域資源の開発、担い手の養成、多様な活動主体間のネットワークづくりを図るため、区全域とケア24の担当区域で地域での支え合いの体制づくりを推進する。
- 地域ケア会議を通じて、地域生活課題を抽出・集約・共有・情報交換を行い、高齢者を支える地域づくりや社会資源の開発、施策形成に結びつけていく仕組みを推進する。
- 定期的な安否確認、入院時の対応支援、死後の手続支援などを行う、一人暮らしや身寄りのない高齢者等の生活を支えるためのサービス提供の充実を図るため、担い手となる活動者、活動団体の掘り起し、育成等を進めていく。

関連計画

杉並区住宅マスタープラン
杉並区地域防災計画
杉並区地域福祉推進計画
杉並区高齢者施策推進計画

目標6【迅速な復旧・復興】地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ(6-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

①防災 ⑦地域連携

- 町会・自治会等の活動への参加を通じて、災害時要援護者に対する支えあい活動を推進する必要がある。
- 町会・自治会と地域の公益団体間の連携について、地域によって、その度合いに温度差が生じている。
- 町会・自治会等の活動では、地域の見守りの機運は高まってきているが、見守り活動の担い手は不足してきている。
- 地域活動に参加する区民の割合が低く、特に若年層の参加をさらに推進する必要がある。
- 区民の国際交流を推進し、在住外国人を含めた地域の支えあいの機運を高めていく必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

①防災

- 避難行動要支援者に対し、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録を促すとともに、登録者に対し訪問などによる個別避難支援プランの作成を推進し、ひとりひとりの状況に合わせた支援の充実を図る。【再掲(2-5)】

⑦地域連携

- 地域コミュニティの推進役である町会・自治会の活動に、若年層を含めた多様な世代が参加できるよう、ホームページやSNS等を活用して、町会・自治会の広報活動を拡充することなどにより、地域活動の担い手の確保を図っていく。
- 相談支援専門機関である地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の機能を強化し、支援が必要な人の早期発見、ワンストップによる総合相談、訪問等アウトリーチによる支援を行っていく。
- スポーツイベントでの交流や体育施設の利用者同士の交流・地域イベントなどを通じて、新たな地域コミュニティが形成される仕組の構築を図っていく。
- 一般財団法人杉並区交流協会との連携を強化し、地域住民と外国人との交流、相互理解を図っていく。
- 地域における防災力の向上を目指すため、警察署、消防署や消防団等の防災関係機関と十分連携を図りながら、地域防災会関係者や若年層及び女性層の地域住民を対象として、防災リーダー養成講座を実施するなど、地域防災リーダーの人材育成、フォローアップを推進していく。
- 防災訓練や防災リーダー養成講座等を通じ、防災市民組織の活動を支援していき、自助・共助の促進や地域防災への新たな担い手の創出を図っていく。
- 防災市民組織代表者等を対象とした「杉並区防災市民組織連絡協議会」を組織し、情報交換や情報共有の場を設けることで、防災市民組織との関係性を強固なものにするとともに、各防災市民組織の円滑な活動を支援していく。
- 多様な文化や習慣を理解する人材の育成や、交流の担い手となるボランティアの養成を推進していく。

関連計画

杉並区地域防災計画
 杉並区男女共同参画行動計画
 杉並区スポーツ推進計画
 杉並区産業振興計画
 杉並区地域福祉推進計画
 杉並区高齢者施策推進計画

目標6【迅速な復旧・復興】地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ(6-5) インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

④都市・交通

- 区内には、狭あい道路が多く、整備の進んでいない都市計画道路、主要生活道路が存在しているため、都市計画道路、主要生活道路等の整備等により、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- 物流ネットワークの維持もしくは早期復旧のため、道路や橋梁の土木施設や道路付属物の保全・整備を推進する必要がある。
- 区立公園や緑地、児童遊園には開園から年数が経ち、老朽化した施設が多く存在するため、老朽化施設を計画的に修理、更新していく必要がある。

⑧施設管理

- 災害が起きた際に特色ある施設が損傷・倒壊することを防ぐため、耐震化及び防災設備の整備等を進める必要がある。



【推進方針と関連計画】

推進方針

④都市・交通

- 道路舗装白書、橋梁白書等に基づく適切な維持管理により、施設の安全性、信頼性の向上を図っていく。【再掲(4-1)】
- 東京都等と実施する京王線及び西武新宿線の連続立体交差化に併せて鉄道付属街路(側道)の整備に向けた取組を進め、踏切による交通渋滞や事故の解消、円滑な交通ネットワークの形成等を図る。さらに西武新宿線については西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針等に基づき、交通結節点機能の強化等を図る。【再掲(4-1)】
- 東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路の整備を進めていく。【再掲(1-1)】
- 無電柱化整備については、都市計画道路の整備に合わせて進めるとともに、「杉並区無電柱化推進方針」に基づき整備を進めていく。【再掲(1-1)】
- すぎなみの道づくり(道路整備方針)等に基づき、防災性・安全性の高い道路網を計画的に整備していく。【再掲(4-1)】
- 橋梁の耐震補強を行い、災害時における道路ネットワークの防災性、安全性の向上を図っていく。【再掲(4-1)】
- 木造住宅密集地域において、災害時における道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、避難経路等を中心に無電柱化の推進を図っていく。
- 国土調査法に基づく地籍調査を着実に進めることにより、土地境界の明確化を図り、首都直下地震など大規模災害が発生した際の復旧・復興の迅速化に役立てる。【再掲(6-1)】
- トンネル、擁壁及び法面の点検・調査を行い、異常や損傷を早期に発見することで事故を防止し、道路土工構造物の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 杉並区管理道路の車道において路面下の空洞の有無を調査し、道路の陥没による突発的な事故を未然に防止し、道路の保全と道路交通の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 道路反射鏡や案内標識等の構造強化を図り、道路交通の安全確保を図っていく。【再掲(4-1)】
- 公園施設の長寿命化を進めていく。

推進方針

⑧施設管理

- 特色ある施設を保全し、耐震化、防災設備の整備等を進めていく。

関連計画

杉並区まちづくり基本方針
東京における都市計画道路の整備方針
すぎなみの道づくり(道路整備方針)
杉並区無電柱化推進方針
道路舗装白書
橋梁白書
杉並区みどりの基本計画
杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針



第6章 地域計画の推進と見直し

6.1 地域計画の推進体制

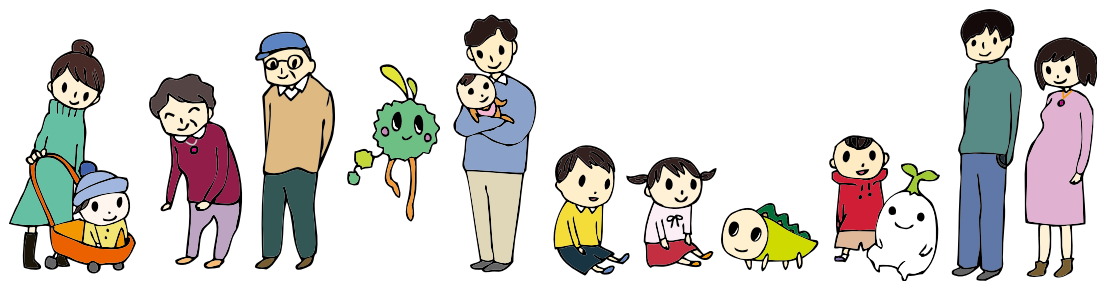
計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと実施に努めていく。

また、地域の強靱化に向けて、国や都、近隣区、関係事業者、区民などとの連携、協力体制を強化し、効果的に施策を展開していく。

6.2 地域計画等の見直し

地域計画は、地域強靱化に向けた施策の進捗状況を把握・検証することにより、PDCAサイクルを実践し、定期的なフォローアップを行う。また、今後の社会経済情勢の変化や、国や都などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等も考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討していく。

なお、地域計画は、区の他の部門別計画等における地域強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、他の部門別計画等は、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い地域計画との整合を図るものとする。



杉並区地域強靱化計画

登録印刷物番号

06-0021

令和6年（2024年）6月発行

編集・発行 杉並区都市整備部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

